

山陽学園大学・山陽学園短期大学における研究活動上の
不正行為の防止及び対応に関する内規

令和3年9月22日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、山陽学園大学・山陽学園短期大学（以下、「本学」という）における公的研究費等を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学の教職員（非常勤職員を含む。）、学生等で、本学において研究活動を行う全ての者をいう。
- (2) 公的研究費等 運営交付金、補助金、寄付金、委託費等を財源として研究活動のために執行される全ての経費をいう。
- (3) 配分機関 競争的資金等（文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。）の配分をする機関をいう。
- (4) 不正行為
 - ① 本学の研究者等が研究活動（修学上行われる論文作成を含む。）を行う場合に、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる以下に掲げる行為をいう。
 - イ ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
 - ロ 改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析又は解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - ニ 公的研究費等の不正使用 架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって規則等に違反して公的研究費等を使用すること。
 - ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- (5) 特定不正行為 上記イからハに掲げるものをいう。
- (6) 申立者 前4号に規定する不正行為に関する相談、情報提供及び告発等を行う者をいう。
- (7) 調査対象者 前号に規定する申立者による相談等の対象者をいう。

- (8) 悪意 調査対象者を陥れるため、又は調査対象者が行う研究を妨害するためなど、専ら調査対象者に何らかの損害を与え、又は調査対象者が所属する機関及び組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。
- (9) 部局等 山陽学園大学の各学部、大学院及び山陽学園短期大学をいう。

(最高管理責任者)

第3条 研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合において適正な対応策を講じるため、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者に事故があるとき、又は欠員の時は、次条に規定する統括管理責任者がその職務を行う。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐するため、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、あらかじめ最高管理責任者が指名した副学長とする。
- 3 統括管理責任者は、不正行為防止計画を策定し、その実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局等における不正行為の防止等に取り組むため、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、大学院研究科長、学部長及び短期大学部長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、次に掲げる取組を行う。
 - (1) コンプライアンス推進責任者は、大学院研究科、学部及び短期大学における研究者等を対象にコンプライアンス教育を実施する。
 - (2) 公的研究費等執行者による公的研究費等の管理運営の方法について検証し、必要に応じてこれを改善する。
 - (3) 不正行為防止計画に基づく取組の実施状況の確認等を行い、統括管理責任者に報告する。

(環境の整備等)

第6条 統括管理責任者は、次の事項を踏まえ、公的研究費等の執行に関する事務手続きの説明書を作成し、公的研究費等執行者に周知するとともに、ホームページ等により公表する。

- (1) 支出項目ごと（人件費、旅費、物品等）に、事務処理手続きを明示する。
 - (2) 事務処理手続きは、統一化を図る。なお、研究分野の特性に応じて、例外的事項を補足することができる。
 - (3) 定期的に事務処理手続きの検証を行い、不適切なものがあれば是正する。
- 2 公的研究費等の事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局 事務部総務課に設置するとともに、公的研究費等の不正使用防止に関する取組についてホームページ等により公表する。

（職務権限等の明確化）

第7条 公的研究費等執行者の事務処理に関する権限と責任を明確にし、本学の経理に関する規程等に反映する。

（研究者等の意識向上）

第8条 最高管理責任者は、研究者等の意識の向上を図り、不正行為を防止するため、行動規範を策定する。また、コンプライアンス推進責任者は、次の事項を踏まえ、コンプライアンス教育を実施する。

- (1) コンプライアンス教育を企画し、研究者等及び研究者等の研究活動を支援する者を対象にコンプライアンス教育を最低でも3年に1回以上実施するとともに、その受講状況を確認し必要に応じて改善しなければならない。なお、コンプライアンス教育の企画及び改善にあたっては、合同会議に諮らなければならない。
 - (2) 研究者等は、コンプライアンス教育として実施される研修等を受講しなければならない。
 - (3) 法令遵守意識の向上を目的に、公的研究費等の執行に関する基準、本学の諸規程、過去の研究機関における不正事例等を周知する。
 - (4) 教員と事務職員の意見交換を定期的に行い、それぞれの立場による問題意識を共有する。
- 2 公的研究費等執行者は、不正防止対策の実効性を高めるため、年度当初に次の事項を記載した誓約書を自署により提出しなければならない。なお、誓約書の提出がない場合は、公的研究費等の申請及び管理運営に携わることができない。
- ア 不正行為を行わないこと。
 - イ 本学の規程等を遵守すること。
 - ウ 規程等に違反して不正を行った場合は、法令等に基づく責任を負うこと。
- 3 研究者等は、最高管理責任者等の求めに応じて研究データを開示することとし、研究データを適切に保管し管理しなければならない。なお、研究データの保存期間は、学校法人山陽学園文書保存規程による文書に準ずるほか、公的研究費等の配分機関及び関係省庁の規程による期間とする。

(公的研究費等の適正な管理運営)

第9条 公的研究費等は、第4条第3項の不正行為防止計画に基づき、次のとおり適性に管理運用しなければならない。

- (1) 予算の執行状況を検証し、予算執行が著しく遅れている場合は改善策を講じる。
- (2) 発注段階で支出財源を確認する。
- (3) 取引業者から次の事項を記載した誓約書の提出を求める。ただし、特に必要がないと統括管理責任者が認めた場合はこの限りでない。
 - ア 本学の規程等を遵守し、不正使用に関与しないこと。
 - イ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧又は提出等に協力すること。
 - ウ 不正が認められた場合は、取引停止を含む、いかなる処分を講じられても異議を持たないこと。
 - エ 公的研究費等執行者から不正使用に関する依頼があった場合は、速やかに届け出ること。
- (4) 発注及び検収業務は、事務局事務部において実施することとし、当該公的研究費等を使用して研究を行う者以外の者が行うこととする。ただし、特に必要がないと統括管理責任者が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 特殊な役務に関する検収、非常勤雇用者の雇用管理その他の特別な管理運用が必要な場合は、実効性のある明確なルール等を設ける。

(内部監査の実施)

第10条 不正行為の発生を防止するため、公的研究費等に係る内部監査の体制等を整備し、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、会計事務の専門的知識を有する者及び研究活動に精通した者（監査の対象となる公的研究費等執行者を除く。）により行う。
- 3 内部監査は、書類等の形式的要件の審査のほか、検収体制及び情報伝達体制等についても審査する。
- 4 内部監査の実施に必要な事項は、別に定める。

(告発等の受付窓口)

第11条 最高管理責任者は、不正行為に関する告発、情報提供、相談、照会等（以下「告発等」という。）に対応するための窓口（以下「告発等窓口」という。）を事務局事務部総務課に設置し、その名称、場所、連絡先及び受付方法等をホームページ等により公表する。

- 2 告発等窓口の責任者は、事務局事務部長とする。

(告発の受付体制)

- 第12条 研究活動上の不正行為に関する告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的に合理性のある理由が示されていない限り、
- 2 告発等窓口の責任者は、匿名による告発についても、当該不正行為の態様が重大で、かつ明示された根拠に相当の信用性があると思慮する場合は、統括管理責任者に報告し最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
 - 3 告発等窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
 - 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、当該告発に係る部局等のコンプライアンス推進責任者に、その内容を通知する。
 - 5 告発等窓口の責任者は、告発が匿名による場合を除き、告発を受け付けた場合には、告発者に告発を受け付けた旨を通知する。なお、告発者が通知を不要とした場合及び告発者の住所が不明等の場合には、通知を行わないことができる。
 - 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的に合理性のある理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名による告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第13条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の適否及び手続等について疑問がある者は、告発等窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発等窓口の責任者は、その内容を確認し相当の理由があると思料するときは、統括管理責任者に報告し最高管理責任者と協議の上、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。
 - 3 相談の内容が研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発等窓口の責任者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
 - 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者から聞き取りを行うなど適切に対応する。

(告発等窓口の職員の義務)

- 第14条 告発等の受付、相談に当たっては、告発等窓口の職員は、申立者及び調査対象の秘密の遵守その他申立者及び調査対象者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発等窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室において実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前項の規定は、告発の相談についても準用する。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第15条 最高管理責任者は、告発をしたこと又は告発をされたことのみをもって、告発者及び被告発者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査の実施)

- 第16条 第12条に規定する告発があった場合及び最高管理責任者がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置することとし、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成し、コンプライアンス推進責任者及び最高管理責任者が指名した者とする。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて被告発者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者から聞き取りを行うことができる。
 - 4 予備調査委員会は、不正行為の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全するため、必要な措置を講じることができる。

(予備調査の方法)

- 第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的に合理性のある理由、告発内容の調査可能性、その他必要と認める事項について予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為に該当するものとして調査すべきものか否か調査し判断する。

(本調査の決定等)

- 第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して、概ね30日以内に予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ速やかに本調査を実施するか否かを決定する。
 - 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し本調査への協力を求める。
 - 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときはその理由を付して告発者に通知する。この場合において、不正行為に係る公的研究費等の配分機関、関係省庁及び

告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存しなければならない。

- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、本調査を行う旨を不正行為に係る公的研究費等の配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に報告する。

（調査委員会の設置）

第19条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、調査内容に応じて本学の教職員又は外部有識者をもって調査委員会を設置し、速やかに本調査を実施させなければならない。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者の中から、次により最高管理責任者が指名する。

- ① 本学の教職員から3人（コンプライアンス推進責任者、経理担当者等）
- ② 研究の分野及び内容に応じて必要な外部有識者

（本調査の通知）

第20条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合には当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると認めるときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の実施）

第21条 調査委員会は、本調査の実施が決定された日から、概ね30日以内に本調査を開始することとし、告発者及び被告発者に本調査を行う旨を通知し調査への協力を求める。

- 2 調査委員会は、委員の5分の3以上の出席がなければ議事を行うことができない。
- 3 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 関係者は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。
- 5 本条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第22条 被告発者は、調査委員会の本調査において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、原則として、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第23条 調査委員会は、前条に基づき被告発者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為に該当するか否か、又は公的研究費の不正使用の有無の認定を行う。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為に該当すると認定することはできない。

- 2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって不正行為に該当するとの疑いを覆すに足る理由がないときは不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属するデータ、実験若しくは観察ノート、実験試料若しくは試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより被告発者が不正行為に該当するとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。
- 3 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に不正行為に該当するか否か、公的研究費の不正使用の有無及び当該不正行為に関与した者並びにその関与の程度等について認定する。
- 4 不正行為に該当しないと認定した場合において、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うこととし、当該認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第2項及び第3項に基づく認定が終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(公的研究費等の一時的執行停止)

第24条 最高管理責任者は、不正行為の調査対象となっている者に対して当該不正行為に係る公的研究費等の執行の停止を命ずることができる。

(調査結果等の通知及び報告)

- 第25条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果について合同会議に諮り、告発の受付から概ね210日以内に不正行為に該当するか否かを認定し、その調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、配分機関等に報告する。また、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関等に提出する。
- 2 調査委員会は、調査の途中であっても不正行為に該当するとの事実が確認された場合は速やかに認定し最高管理責任者に報告することとし、最高管理責任者は配分機関等に報告する。

- 3 調査委員会は、最高管理責任者の求めに応じて、調査の途中であってもその進捗状況の報告及び調査の中間報告を行う。
- 4 最高管理責任者は、配分機関等から求められた場合は、調査に支障が生じるなど合理的な理由がある場合を除き当該事案に係る資料の提出、閲覧及び現地調査に応じる。

(不服申立て)

- 第26条 被告発者は、不正行為に該当すると認定されたときは、前条第1項の規定による通知により当該認定を知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てを行うことができる。
- 2 前項の不服申立てがあった場合は、最高管理責任者は速やかに次のとおり対応する。
 - (1) 調査委員会を設置することとし、不服申立ての理由に新たな事実があり調査に必要と認める場合は第18条第2項及び第3項の規定の範囲内で当該事案の調査に必要な者を選定し、委員を交代し又は委員に追加することができる。
 - (2) 当該不正行為に係る告発者に通知するとともに、配分機関等に不服申立てがあったことを報告する。
 - 3 調査委員会は、不服申立ての理由等を踏まえ、当該事案の再調査の適否を速やかに決定し、次のとおり対応する。
 - (1) 再調査を開始すべきと決定した場合は、速やかに最高管理責任者に報告する。
 - (2) 前号の再調査の開始後、概ね50日以内に、第22条第3項の調査結果を変更するか否かを決定し最高管理責任者に報告する。
 - (3) 再調査を不要と決定した場合は、直ちにその理由を示し最高管理責任者に報告する。
 - (4) 再調査を行う場合には、本調査に係る規定を準用する。
 - 4 最高管理責任者は、前項第1号の報告を受けたときは配分機関等に報告する。また、前項第2号又は第3号の報告を受けたときは、速やかに合同会議に諮り、不正行為に該当するか否かを認定し、その結果を、不服申立てを行った被告発者及び当該事案に係る告発者に通知するとともに、配分機関等に報告する。
 - 5 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、第1項に準じて不服申立てをすることができる。その場合、「被告発者」を「告発者」と、また、「不正行為に該当する」を「告発が悪意に基づくもの」と読み替える。

(調査結果に基づく措置)

- 第27条 最高管理責任者は、第24条第1項に基づき不正行為に該当すると認定した場合は、次のとおり対応する。
- ① 不正行為に該当すると認定された研究に係る公的研究費等の使用中止
 - ② 不正行為に該当すると認定された研究に係る公的研究費等の返還

③ 学校法人山陽学園勤務規則等の規定に基づく手続及び措置

- 2 不正行為に該当しないと認定された場合は、最高管理責任者は被告発者の名誉回復及び研究活動の正常化のために十分な措置を講じなければならない。
- 3 告発が悪意に基づくものと認定された場合は、最高管理責任者は学校法人山陽学園勤務規則等の規定に従い適切な措置を講じる。

(公表)

第28条 最高管理責任者は、不正行為に該当すると認定した場合には個人情報及び知的財産保護等の不開示事由に該当する合理的な理由がある部分を除き、原則として調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為に該当しないと認定した場合は原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要がある場合、調査事案が外部に漏えいしている場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがある場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定した場合は、調査結果を公表する。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところにより行う。
 - ① 第1項に規定する公表の内容は、不正行為に関与した者の氏名並びに所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容及び調査委員長並びに調査委員の氏名並びに所属を含むこと。
 - ② 第2項ただし書きに基づく公表の内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名並びに所属及び調査委員長並びに調査委員の氏名並びに所属を含むこと。
 - ③ 第3項に規定する公表の内容は、告発者の氏名及び所属を含むこと。
- 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により最高管理責任者が特に必要であると認めるときは、前項各号の公表の内容の一部を公表しないことができる。また、公表時期については関連する調査等の進捗状況を踏まえながら速やかに公表する。

(協力義務)

第29条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査及び再調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等から求められた場合は、調査の終了前であっても調査の進捗状況及び調査の中間報告を配分機関等に提出しなければならない。

(事務)

第30条 研究上の不正行為に係る告発等に関する本内規に基づく事務は、関係部局の協力を得て事務局事務部総務課において処理する。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年9月22日から施行する。
- 2 公的研究費等の不正使用に係る告発があった場合の対応は、研究費の不正使用に関する取扱規程に定めるところによる。
- 3 この内規の施行に伴い、山陽学園大学・山陽学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する内規(令和2年3月11日制定)は廃止する。